# 審査基準整理票

処分名	ホール等の使用料の減免			
根拠法令名	大津市伊香立環境交流館条例		(条項) 第6条	
基準法令名	大津市伊香立環境交流館条例		(条項) 第6条	
所管部署	環境部 環境施設課 推進グループ			
標準処理期間	3 日	法定処理期間		日
【審査基準】	・文書の名称【			]
	・掲載図書等【			]
	・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ		記載	

## [施設の使用料の減免基準]

施設の使用料の減免は、大津市伊香立環境交流館条例第6条の規定によるものとする。なお、 同条に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をい う。

#### 根拠条文等

### 大津市伊香立環境交流館条例

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則

(使用料の減免)

- 第6条 条例第6条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 条例第3条第2号に掲げる事業に係る使用であると認められるとき。 免除
  - (2) 本市又は本市の執行機関の共催又は後援に係る行為をするとき。 免除
  - (3) 公用又は公益上の目的のための行為をするとき。 免除
  - (4) その他市長が必要と認めたとき。 その都度市長が定める